

専決処分について（霞橋塗替塗装工事請負契約の変更）

本件は、<sup>かすみはし</sup>霞橋塗替塗装工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年10月22日

【変更内容】

- 契約金額 1億7,259万7,040円  
→ 1億8,121万700円  
(861万3,660円増額します。)
- 工期 契約締結の日の翌日から令和6年12月16日まで  
→ 契約締結の日の翌日から令和7年3月21日まで

【変更理由】

運河を利用する船舶の安全な航行を確保することから、橋の中央部分の塗替塗装工事において、橋りょう点検車を用いた施工方法に変更したため

【契約の相手方】

大田区池上五丁目5番9号  
東海塗装株式会社

- 当初契約を議決した議会  
令和5年第3回定例会

【工事場所】

